広報 横芝

この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

7月は	固定資産税	2期
	国保税	2期
	有線使用料	2期
8月は	町県民税	2期
	国保税	3期
9月は	固定資産税	3期
	国保税	4期
	有線使用料	3期

の納期です

＜完納に明るい今日の町ずくり＞

有線放送の改修すすむ

九月一日から公社電話に

＝接続は三十九局＝

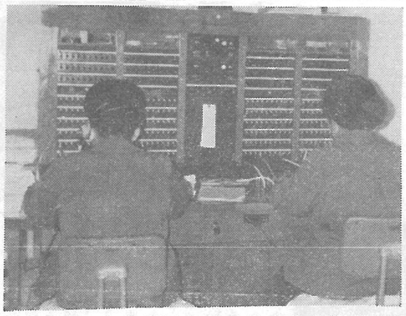

有線放送電話の改修工事は、皆様方の理解ある協力と御尽力により極めて順調に進捗し、七月末日までには建柱架線等総ての工事が完了して一般有線の通話は開始出来る見通しになりました。（もっとも、栗山地域及旧上堺地域等二月二十八日の申込締切り後の追加申込があり、そのためにルート変更等の烈しかった関係から或いは八月の五日頃までかかるかもしれません）新規格による施設が完成し旧施設の撤去が終りますと、早速公社接続についての検査を受けて八月中に手直し等の整備を行ない、九月一日からは公社電話の接続通話が開始される筈であります。

さて、公社接続についてですが、座談会及回らん版等で予定接続局をおしらせしましたが、都度変更がありましてお叱りを受けたことも度々ありましたが、電信電話公社自体が交換台自動化に伴なうルートの変更及統合による局名変更もあり、なかなか確かなものが出せない状況でしたが今度は工事の完成時点が把握できましたので九月一日開通と仮定し、千葉、銚子等を含む三十九局の認可見込みの公式回答を得ました。その接続局名につきましては七月末迄に各加入者宛にお配りする番号簿により御承知下さるようおねがいいたします。ただ、ここでお詫びをかねてお断り申上げたいことは、座談会等の席上で「九月に接続すれば既得権として、木更津、鴨川、市川、船橋、各局と接続ができる」とお話してありましたが「接続許可にならない」ことになったことです。

これは、前にも申上げました電話局の交換台の自動化工事が予定よりはるかに早く進み、七月中旬には開通することになり、横芝局は八日市場局を経由するため、横芝－八日市場－千葉→と経由するため千葉中継の市川、船橋、鴨川、木更津の各局は二中継以上（公社電話の接続許可は、御案内の通り県内一中継局内の制限があります）になります。従って接継局から除外されたもので敢えて申上げますと、国の方針であり致方ないものと御了察をおねがいいたします。それから申上げ憎いことですが、公社電話のみをお持ちの方が有線放送電話と通話をする場合は、一回について十円宛の手数料を納めていただくことになりますがこれは、「有線の施設運営は独立採算制で諸費の殆んどは加入者の納入費によって賄われておりますので、有線施設等に全然出費していない方がその施設を利用する場合は施設利用料を御負担願う」という主旨のものであります。

写真（新規格の交換台百二十回線復座式で交換業務中の有線放送職員）

議会だより

昭和四十一年六月十二日付昭和四十一年六月十六日午前十時招集のもの

○第一号議題　昭和四十一年度横芝町一般会計補正予算議定について（農業構造改善事業費八〇、九七〇千円、衛生費二、〇七〇千円等を主とする総額八九、二〇一千円を追加し、その財源として農林水産業費県補助金八〇、〇〇〇千円等を充当し、収支共それぞれ二四七、九二六千円とするもの

○第二号議題　昭和四十一年度横芝町有線放送電話特別会計補正予算議定について（木柱予定の幹線四八〇本余りをコンクリート柱に設計変更分八九二千円及追加申込分一、八四六千円等を追加し、その財源として一般会計から五〇〇千円等を充当し収支共それぞれ三九五四六千円とするもの）

○第三号議題　横芝町有線放送電話施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（公社接続に伴なう通話料等の規定を改正するもの）

○第四号議題　横芝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（国民保険税の税率及保険税の減額等を改正するもの）

○第五号議題　横芝町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（給食センター設置に伴なう教育委員会事務部局の職員二名を増加するもの）

○第六号議題　横芝町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例制定について（消防団員が公務災害による被害を受けた場合の補償一時金及び遺族補償の年金化等の改正をするもの）

○第七号議題　横芝町学校給食センター設置条例制定について（横芝町公立学校在校生に対する給食センターを設置することを規定するもの）

○第八号議題　横芝町総合開発審議会設置条例制定について（横芝町の今後の歩みについて海岸開発、建設、工場開発各審議会等を統合し綜合的な審議会を設置するもの）

以上八議題を審議可決した、尚、当日は商工会青年部役員等三十名余りの傍聴者があった。

× × ×

町誌編纂準備始まる

横芝町には、旧横芝町時代の「町誌」と称する謄写版刷の印刷物が発行されているが、旧上堺、大総両村の分は、これと言った昔を語る記録が纏まっていないので、各地域毎に昔の事柄に詳しい人々や、自分達の力で横芝の歴史を探ろうとしている有志の方々の中から委員を選び、非公式ではあるが横芝町誌編纂委員会を結してその準備をはじめた構想としては、出来るだけ古くからの現横芝を説き起こし、明治の町村政施行の頃から記録の範囲を広げて行こうというもの、委員の氏名は下記の通り。

◎準備委員

委員長　大木　竹（中台）
委　員　土屋　熹一（牛熊）
押屋喜世治（上町）
椎名小次郎（〃）
土屋　源吾（東町）
海保　忠（屋形）
伊藤　一男（〃）

以上の方々で、これに協力委員として伊藤和平（遠山）、市原利清（鳥喰）小山俊海（屋形）海保忠義（屋形）玉虫武（東町）真行寺幸雄（東町）の方々をお願いすることになった。

尚、此の委員会では「町民の方で若し明治、大正の頃の各地区の記念写真等があったならば拝借させていただきたい」とお願いしています。（連絡先　其他業務担当は企画課です）

永久選挙人名簿は今年から用います

＝確認は八月二十六日から十五日間＝

皆さんの協力をいただいて行った住民実態調査を因にして来る八月二十五日までに仮の永久選挙人名簿を作成いたします。そして同二十六日から九月九日までの十五日間、役場内選挙管理委員会（総務課）で住民の皆さんに「自分の名が載っているかどうか」を確認してもらうことになっております。

この制度は皆さんの権利を守るためのもので、若し此の名簿から漏れていますと、何の選挙にも投票できないことになりますので、八月二十六日から九月九日までの十五日間確認され、何処にも自分の氏名が見当らなかったときは「その旨」を選挙管理委員会に申出て下さい。

此の確認が終りますと、確定名簿として、正式な永久選挙人名簿が誕生する訳です。そして、これからは、その町村で満二十才になった方、又は他町村から転入してきた方で二十才以上の方は総て該当町村の選挙管理委員会に選挙人名簿登録の申請をしなければなりません。申請の用紙は役場にあって極めて簡単ですが、他町村から転入の場合は選挙人名簿登録抹消証明を、前に住んでいた町村からもらって来て添えなければなりませんので、転出する方で選挙権を持っている方は忘れずにその証明書の交付を受けて来て下さい。

選挙管理委員会の仕事としては、毎年三月と九月の二回その間に申請のあった方々の適格の可否等を審査する等の手続きがある訳ですが、尚、細かい点については、直接横芝町選挙管理委員会宛にお問合せ下さい。

ふる里の話題

樹木

（四）

上堺小学校の正門を海岸方面に下って間もなく、左に折れると宮前の部落に入って約三百メートル点在する森や林に囲まれた住家の中から、突然、可愛いい鶏の鬨声が聞えてきた。その声に釣られて更に左折すると、小じんまりした住宅があり、長野県から直接移入したという、主人自慢の軍鶏系のチャボ鶏が忙がしく餌をあさっている。

「珍らしいチャボですね」と声をかけると、達磨大師に似た眼光けいけいとした主人が「ああ、あのヒバですか、よく気がつきましたね。まあ、此の付近の名木ですね。」と返事があった。「いや鶏のチャボですよ」といいかけたが、曰くあり気な返事に、主人の眺める先を見ると、此の家の裏手に屋敷跡らしい空地があり、その奥にチャボというには不似合なひばの老樹が立っている。

「あれが、チャボひばですか」。思わず聞き返した筆者に此々の主人は次のような話をしてくれた。

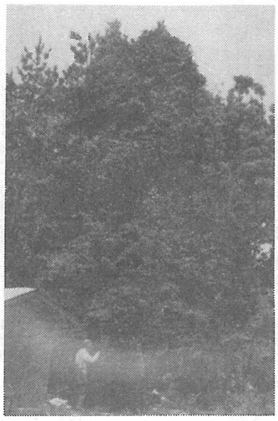

「此々は、屋形千神（元名主で、先の守が千神となったという。）海保家の元内庭で、此のちゃぼひばは樹令数百年目通り一七〇メートル、樹高十三メートルあり、春夏秋冬変らない緑は付近の人々の目を喜ばせている。

去る大正の末期までは、年々手入れを行っていた。地上二メートルから二又となった幹は、自然山水の風致を現わして実に見事な観を呈していたが同家が殁落してからは、其の手入れも怠り勝で、今は僅かにその姿を止めているにすぎない。

その昔、徳川幕府の頃、同家は代々長右衛門若しくは長左衛門を称し、生実藩主森川氏の治下に於いて武射郡内四十八ケ村の名主大総代を勤めており、同家の小善院の庭先では白洲が開かれ犯罪者は此のひばの樹の下に据置かれ糺問され、若しそれが重罪人であれば藩公在所の生実の牢屋に護送し軽犯罪人は南の牢屋（今の海保商店＝当主武徳氏＝宅の前辺り）に入牢申付けられたと里人は伝えている。

このひばの他にも、槇、もっこく、梅等の大樹が内庭を装い、又母家の玄関前には新堀村（今の新島）の名主十人が村人足を動員して下沼（今の新島付近）にあった黒松を移し植えたものが樹姿を誇っていた。この移植には、数十人が七日七夜を要したという。

安政年間の始め、財政改革を企図した。総名主が、医学としては勿論、生活改善の先駆者として有名な大原幽学先生を招いたところ、幽学先生は『此々に第一の無駄あり』とその黒松を指し、自ら鋸を入れて、その奢を訓めたということである」主人の昔語りは縷々として尽きない。思いがけない懐古談を聞いている中に、何か、そのひばの樹下に後手に結えられた犯罪人、そして、白の屏風の前に威儀を正した上下姿の武士の姿が髣髴と浮かんで来たが「そうだった」と気が付いて見ると昭和四十一年六月の宮前部落の午後の陽差しが、可愛いいちゃぼ鶏の姿を明るく照らしていた。

（本稿中主人とあるは、屋形宮前の住人海保忠氏で、氏は横芝町史談会々員であり、本稿の「」内の文は、同氏の説明をそのまま転写したものである。）

写真はちゃぼひばの由来を説明する海保氏（立っている人）とちゃぼひば＝人物や建物と比較してその大きさが分ると思う。

▼▼鉄道妨害防止に御協力下さい▲▲

鉄道線路の上に石を並べたり、物を置いたりする悪質ないたずらが相次いで起きています。

もし、列車がこれに乗り上げたりしますと、多数の命を奪う恐ろしい事故をひき起すことになります。鉄道職員は、挙ってこうした事故防止に当っておりますが、何と申しましても広く長い延線のこととて、なかなか注意が及びません。

皆さま、どうぞ鉄道の妨害防止に御協力をおねがいいたします。

線路に石を並べたり、物を置いたりするのは止めましょう。

線路内の立入りは止めましょう。

汽車の通る方向に石を投げたりするのは止めましょう。

子供さんを線路の近くで遊ばせないようにしましょう。

踏切りを通るときは、必らず左右を確認しましょう。

所得税第一期分は便利な振替納税で！

申告所得税第一期分の納期限は八月一日です。納期限がすぎますと、延滞税が加算されて余計な負担がかかりますので、お忘れなく、期限までに納入して下さい。

第一期分の納税は振替納税の利用が御便利です。金融機関があなたに代って納税の手続きをしてくれます。利用される方は電話か、端書で東金税務署徴収課にご連絡下されば申請書をお送りいたします。

（東金税務署　〒東金三二二一代）